

「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」のお知らせです

車いすマークのある駐車場の
適正利用にご協力ください



歩行に配慮が必要な方が対象です

このマークの駐車場で掲示できます



無期限の利用証

身体障害者、知的障害者、精神障害者
難病患者、高齢者などが対象です



有期限の利用証

妊産婦、けが人などが対象です



車いす使用者優先駐車区画

車いすなどの乗降のために幅が
広く設けられた駐車区画です



おもいやり駐車区画

建物の出入口付近に設けられた
一般的な幅の駐車区画です

交付を希望される方は、県または
お住まいの市町村へご相談ください

利用証の交付基準・有効期間等

区 分				交 付 基 準	必要な確認書類	有 効 期 間
身体障害者	視覚障害			4級以上の者	身体障害者手帳	無期限 (交付基準に該当しなくなるまで)
	聴覚障害			3級以上の者		
	平衡機能障害			5級以上の者		
	肢体不自由	上肢		2級以上の者		
		下肢		6級以上の者		
		体幹		5級以上の者		
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上の者		
			移動機能	6級以上の者		
	内部障害(免疫機能障害を含む)			4級以上の者		
知的障害者			Aの2以上の者	療育手帳		
精神障害者			1級の者	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者			特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	受給者証		
高齢者等			要介護1以上の者	介護保険被保険者証		
妊産婦	妊娠7箇月～出産予定日から1年の者			母子健康手帳	妊娠7か月～出産予定日から1年 (出産後は乳児と同乗の場合に限る)	
	多胎妊産婦（双子など）				妊娠7か月～出産予定日から3年の者	妊娠7か月～出産予定日から3年 (出産後は乳幼児と同乗の場合に限る)
けが人等			医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	医師の診断書・意見書 身分証明書	必要と認める期間（原則1年以内）	

利用証の申請方法

○窓口で申請を行う場合

交付申請書に必要事項を記入し、確認書類をご持参のうえ、お住まいの市町村窓口にお越しください。

- ①各市町村の交付窓口は、県ホームページをご確認ください。
- ②交付申請書は窓口を設置しているほか、県ホームページからもダウンロードできます。
- ③利用証は、原則即日交付します。

※ご家族などの代理申請も可能です。その場合には、代理人の本人確認書類の提示が必要です。

○郵送で申請を行う場合

交付申請書に必要事項を記入し、確認書類の写し(氏名、生年月日、交付要件に該当する旨の記載がある箇所)を添付して、下記宛先へ郵送してください。

- ①申請書は県ホームページからダウンロードできます。
- ②角形2号(A4サイズが入るもの)の返信用封筒に、180円切手を貼付して同封してください。
- ③利用証は、2週間前後で送付します。

<宛先> 千葉県 健康福祉指導課 地域福祉推進班 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

利用証の掲示方法・注意事項

- ・対象の駐車区画に駐車するときは、ルームミラーに利用証をかけるなど、車外から見えるように掲示してください。
- ・この利用証は、対象の駐車区画に必ず駐車できることを保証するものではありません。他の対象者が駐車しているなど利用できない場合もあることをあらかじめご了承ください。
- ・この利用証は、対象となる人が運転又は同乗している車両が対象の駐車区画に駐車する場合にのみ利用できます。

市町村窓口の確認・交付申請書のダウンロード

○千葉県ホームページ<<https://www.pref.chiba.lg.jp>>をご覧ください。

ホーム > くらし・福祉・健康 > 福祉・子育て > バリアフリー・ユニバーサルデザイン > ちば障害者等用駐車区画利用証制度 > 利用証の交付を希望される方へ

千葉 パーキングパーミット

